

大和市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月24日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 都市施設部
- 3 監査対象期間 令和2年1月～令和3年1月
- 4 監査年月日 令和3年2月24日
- 5 監査の方法 この監査は、都市施設部（都市施設総務課、道路安全対策課、道路・河川管理課、下水道経営課、下水道施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 財産管理に関する事務
  - (5) 補助金交付に関する事務
  - (6) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (8) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (9) 備品管理に関する事務
  - (10) 行政財産の目的外使用許可・貸付に関する事務
  - (11) 切手の受払に関する事務
  - (12) 収入印紙の受払に関する事務
  - (13) 狭あい道路手続に関する事務
  - (14) 私道整備助成に関する事務
  - (15) 私道の寄附採納に関する事務

- (16) 公有財産取得に関する事務
- (17) 原材料の管理に関する事務
- (18) 道路占用許可に関する事務
- (19) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (20) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (21) 下水道使用料賦課に関する事務
- (22) 水洗便所改造貸付基金の管理に関する事務
- (23) 排水設備工事に関する事務
- (24) 物件設置許可に関する事務
- (25) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (26) 河川占用許可に関する事務
- (27) 下水道の占用許可に関する事務
- (28) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (29) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(道路・河川管理課)

道路占用許可に関する事務において、次の点が見受けられた。

- (1) 調定が遅延しているものがあつた。
- (2) 誤って調定がなされているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。